

久慈市プレミアム付商品券取扱加盟店 募集要項

久慈商工会議所

1. 募集期間

令和元年8月1日（木）～令和元年8月30日（金）

2. 登録事業所資格

久慈市内で常設している店舗及び営業所を有する事業者に限ります。

※ただし、次の事業者は対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法希第122号)第2条に規定する営業を行う者
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・「6. 商品券の取扱い」②に記載されている取引又は商品のみを取り扱う者

3. 取扱加盟店の登録

①会員事業所

指定の「商品券取扱加盟店申請書」（※社印、又は代表者の押印）に必要事項を記入し、指定金融機関通帳の表紙裏面（金融機関名等記載ページ）の写し、もしくは、口座番号が確認できるもの（請求書等の写しなど）と併せて、募集期間内に久慈商工会議所（本所・山形支所のいずれも可）にFAXかご持参にて申請ください。

※指定金融機関＝久慈市内に支店等を持つ銀行・郵便局・信用金庫・農協

②非会員事業所

上記①と同様ですが受付は窓口への持参のみとし、FAXでは受付しません。

受付時間は、土日祝日を除く月曜～金曜の9:00～12:00、13:00～16:00です。

一事業所で複数店舗の登録をされる場合は、それぞれの店舗ごとに申請書を提出してください。

また、登録・換金手数料は無料となります。

なお、違約する行為が認められた場合、会議所は、換金の拒否、登録事業所の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがあります。

4. 登録事業所の責務

登録事業所は、次に掲げる事項の厳守をお願いいたします。

- ① 他店での使用済み商品券は受け取りを拒否すること。
- ② 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申し出ること。
- ③ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用を禁止する。
- ④ 登録事業所自らが購入した商品券を使用済み処理したうえ換金、利益を得ようとする行為。
- ⑤ 会議所及び久慈市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をする

5. 取扱加盟店の周知

取扱加盟店には、広報物（ポスター等）をお渡しいたしますので、店頭等に掲示していただき商品券事業のPRにご協力いただきます。また、消費者への商品券事業及び登録事業所の周知につきましては、当所HP、チラシ、ポスター等にて店舗名を公開するとともに、商品券購入者に対して取扱加盟店一覧名簿を配布いたします。

6. 商品券の取扱い ★ご確認願います★

取扱加盟店は商品券を持参した消費者に対して、令和元年10月1日（火）から令和2年3月15日（日）までの間に限り、商品券の額面金額に相当する物品・役務（サービス）

の提供を行ってください。

取扱加盟店が商品券の利用対象にならない物品・役務（サービス）を独自に設定することは構いませんが、店舗入口等にその旨を表示するなど、消費者が認識できるように明示してください。

① 以下の制限にご注意ください。

- ・購入後の返品はできない
- ・現金との引換えはしない
- ・つり銭は支払わない

② 以下は商品券の利用対象にならないものとなります。

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

※その他切手、はがき、印紙、ビール券なども含みます。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・医療費（処方箋含む）や水道料金など公共料金

7. 換金 ★ご確認願います★

商品券が使用された登録事業所は次のとおり換金精算を行ってください。

①使用された商品券の表面もしくは裏面に自社のタナ判（無い場合は店舗名を記入）を押印してください。

商品券は使用並びに換金状況について受託事業者である久慈商工会議所で管理するため、切る、穴をあけるなどは行わないでください。換金申請前にそのような処置をした場合、換金申請が無効になります。

②換金する使用済み商品券の枚数を確認のうえ、「商品券換金申請書」にその旨を記入し、商品券とあわせて久慈商工会議所窓口（本所・山形支所いずれも可）にご持参ください。

※受付時間：月曜～金曜の9：00～12：00、13：00～15：00

（土日祝日及び12/28～1/5を除く）

注）枚数の数え間違い等によるトラブルを防ぐために、郵送等による換金依頼には応じかねます。必ずご持参ください。

③換金受付は、令和元年10月1日（火）より行い、月2回の締めを設定致します。

①当月15日締め、当月25日振込、②当月末日締め、翌月10日振込。

※締め日、振込日が休日にあたる場合は翌営業日の扱いとなります。

10月のみ15日の締めは行いません。初回の締め日は10月31日（木）と致します。

④振込み金額は、商品券1枚につき「500円」となります。

⑤換金依頼の最終締め日は、令和2年3月23日（月）となります（※商品券の使用期限は、令和2年3月15日（日）まで）。期間経過後の換金は理由の如何にかかわらず応じかねますので、ご了承ください。

なお、取扱加盟店が消費者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、当該損害は取扱加盟店の負担となりますので、ご了承下さい。

8. 問い合わせ先

久慈商工会議所 地域振興課 TEL：0194-52-1000／FAX：0194-52-1051

E-Mail：kuji@kujicci-iwate.jp ホームページURL <http://kujicciiwate.jp/>

Facebook📍検索ツールバーに @kujicci を入力して検索！